

活力ある地域コミュニティに向けて

—報告書—

地域コミュニティ活性化検討協議会

平成23年7月

目次

はじめに	1
1 地域コミュニティとは	2
2 地域コミュニティの現状	3
3 地域コミュニティ活性化の方向性	11
4 地域コミュニティ協議会の設立	12
5 地域コミュニティと市の連携	20
6 おわりに	23
資料	
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱	27
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会委員名簿	29
●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会開催経過	30



はじめに

私たちのまち武蔵村山市をより安全・安心で魅力的な住みよいまちにするにはどうしたらよいでしょうか。

従来から行政は、ハード・ソフトの両面で公共サービスの充実に努めてきました。今後とも行政の果たす役割が大きいことはいうまでもありませんが、市民の生活が多様となり、行政に対する要望も複雑になってきている今、行政の力だけではこの目標を達成するには不十分です。

地域住民同士の信頼関係や共同意識を生み出し、地域力を強化し、日々の暮らしをよりよいものにするには、地域コミュニティの力が重要となってきています。

このたびの大震災でも人と人の絆が、心身ともに何よりの支えとなっていると言われ、地域コミュニティの重要性が見直されています。

そこで、「こんなまちにしたい、こんな活動をしたい、こういう課題を解決したい」というまちづくりのビジョンを、地域の住民で力を合わせ、考え、行動する様々な活動こそが、地域の結束力を高め、安全で安心して暮らせる魅力的な住みよいまちをつくる上で重要となってきます。

武蔵村山市では、自治会加入率が年々低下し、地域力の低下が懸念されていますが、その一方で、各種のサークル活動や市民活動は近年ますます活発化してきています。

このような状況から、平成22年10月に「地域コミュニティ活性化検討協議会」が設置され、本協議会では、活力ある地域コミュニティに向けての方策として、地域コミュニティ組織としての「地域コミュニティ協議会」を設立し、この「地域コミュニティ協議会」が効果的に活動するために、地域と市をつなぐ仕組みづくりが必要であるとして、この仕組みについて検討協議してきました。

全9回の会議で検討協議してきた結果を、ここにまとめましたので報告します。

平成23年7月

地域コミュニティ活性化検討協議会

1 地域コミュニティとは

地域コミュニティとは、自分の住む地域に対する前向きな共通の思いを持ち、地域における様々な課題の解決や、地域住民の連携や信頼関係を図るために、多様な活動を行っている地域社会のことです。自治会、ボランティア団体、子供会、PTA、老人クラブ、趣味やスポーツ等のサークル活動団体、社会福祉協議会など、地域で活動する各種団体や個人から構成されています。

地域コミュニティの機能とは「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識のもと、地域コミュニティを構成する市民や各種団体、事業者と市とが、それぞれ対等の立場で、各々の役割と責任を果たし、情報や課題を共有しながら互いに協力し合い「隣近所で助け合い、自ら問題を解決し、仲良く楽しく生活する」ということに尽きると思います。この地域コミュニティが自発的にいきいきと活発に活動し、機能していることが、防災、防犯、教育、子育て、介護、福祉、文化、スポーツ、地域経済など様々な場面で、魅力的なまちの基盤となります。

全国的に少子高齢化の進行やライフスタイル、価値観の多様化によって、地域コミュニティの弱体化や衰退が問題となっているため、活性化に向けての取組は各地で行われています。

武蔵村山市でも各地域で様々な問題を抱えています。そこで、問題を解決し、市民にとって魅力的で誇れるまちにするために、各地の先進的取組に学びながら、地域と連携して地域コミュニティの活性化を図っていくことが重要であると考えます。

2 地域コミュニティの現状

(1) 自治会の現状

地域コミュニティ活動の中心的組織とされている自治会は、市民の価値観や生活様式の変化等により、加入率は低下を続けています。

平成21年に実施した市民意識調査では、51.9パーセントの方が自治会は重要であると感じているにもかかわらず、平成元年に77.4パーセントであった加入率が平成23年4月現在34.5パーセントまで減少しています（図1、2）。

自治会に加入しない理由として、「いずれ役員・当番を務めることとなり、面倒である」という意見が最も多く30.4パーセントありました（図3）。また、若い世代の加入率が低く、会員・役員の高齢化、役員のなり手の減少によって、自治会の体力・活力の低下という現象が起こり、子育て支援や教育、防犯・防災機能の低下などにつながってきています。さらには独居高齢者の社会からの孤立化という問題が発生しています。

また、地域ごとに異なった特徴がみられます。

たとえば、都営村山団地地域では、高齢者世帯や、独居高齢者が多く、高齢化率が市内の他の地域より高いという特徴があります。しかし、この地域の自治会加入率は高く、平成23年4月現在の、市全体の自治会加入率は34.5パーセントと低く、前年より0.7ポイント減少していますが、都営村山団地地域の自治会加入率は87.3パーセントと高く、しかも、前年よりも0.1ポイント増加しています。

そして、長くその地域に住んでいる人が多い地域では、歴史的にも人間関係が強く、伝統のある行事も多いという特徴があります。しかし、近年自治会の担い手が世代交代されているものの、新しい取組が困難な現状があります。

また、宅地開発により転入してきた若い世代が多い地域では、人間関係や地縁意識が薄く、自治会の加入率が低いという特徴があります。

図1 自治会について（「武蔵村山市民意識調査」平成21年9月実施）

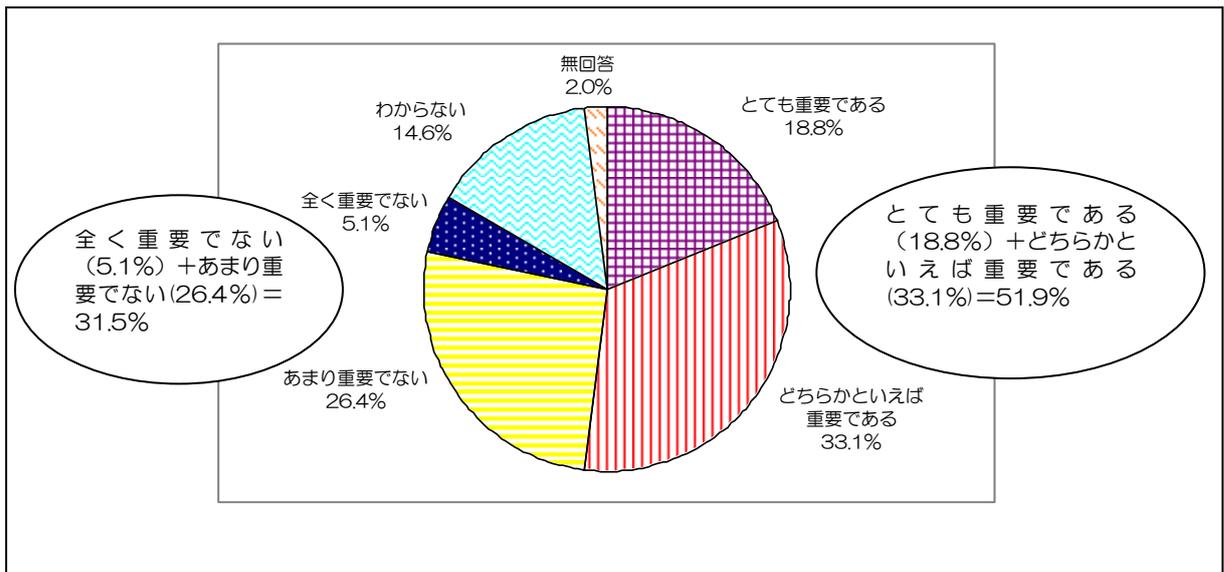


図2 自治会加入世帯数・加入率の推移

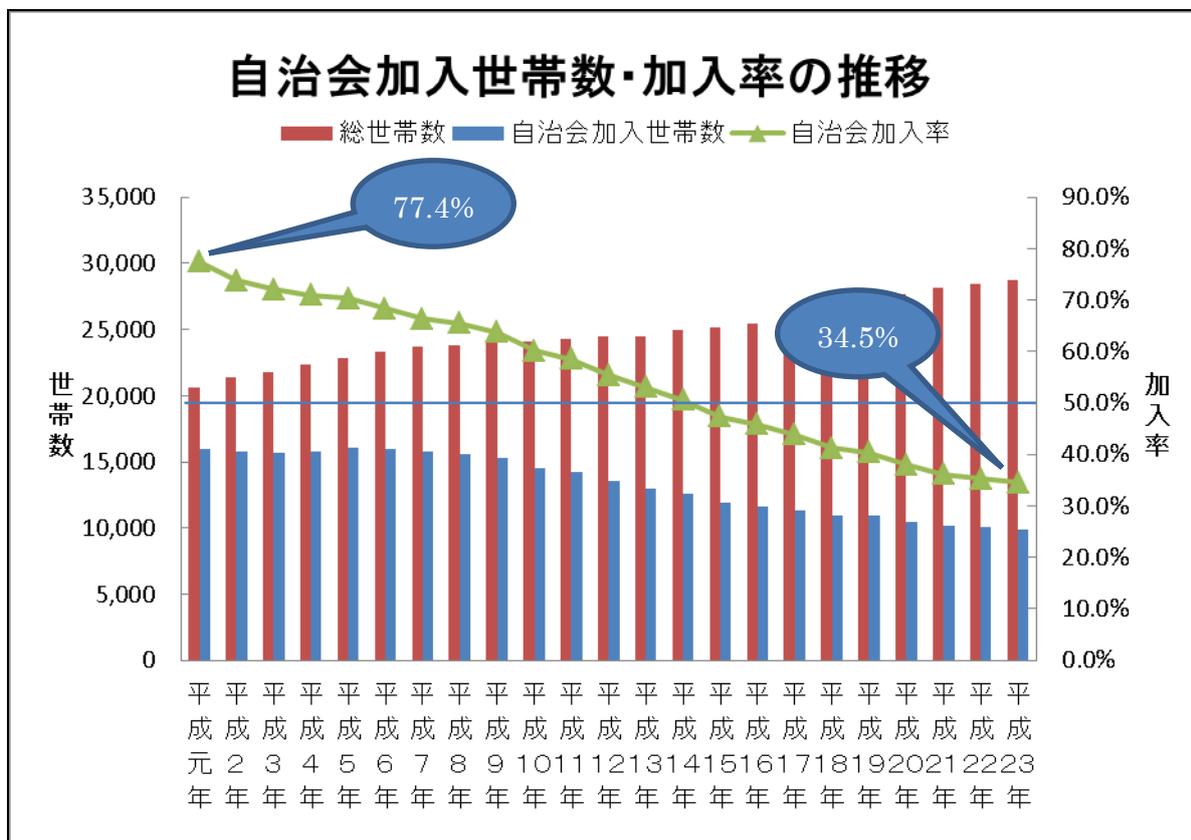
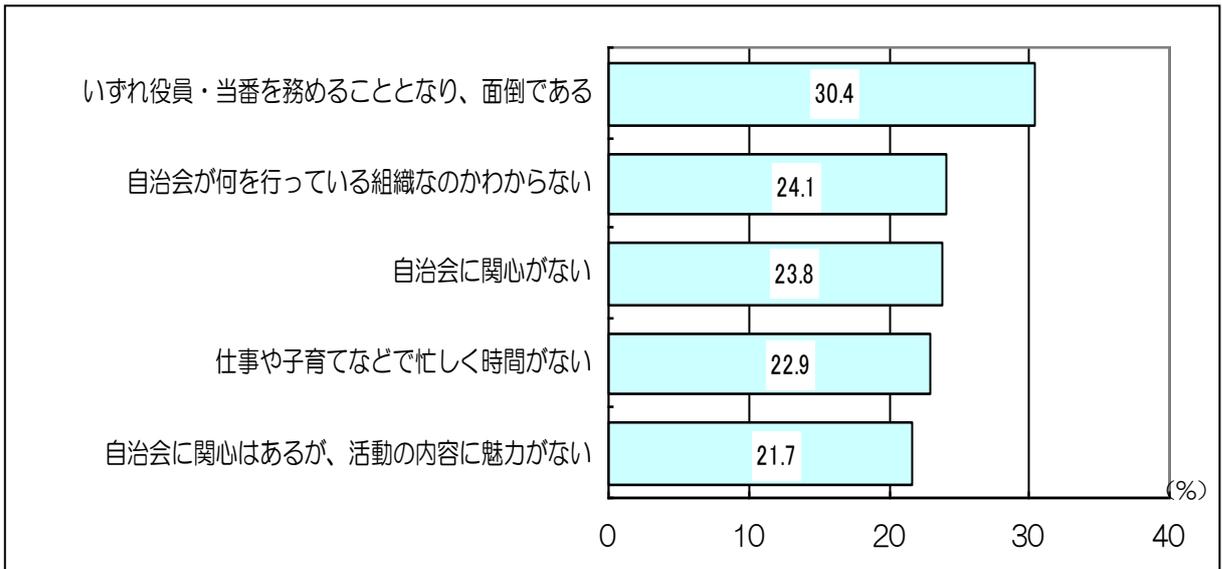


図3 自治会に加入しない理由（「武蔵村山市民意識調査」平成21年9月実施）



（2）各種市民活動団体の現状

● NPO法人（注）・ボランティア団体など

NPO法人やボランティア団体など固有の目的を持ち、その目的に向かった社会的活動を積極的に行う団体や人たちは、年度によって多少の増減はあるものの、多数存在しています（表1、2、3）。近隣自治体と比較して、人口割合に対するNPO法人の数は少ないですが、個々の法人は活発に活動しているようです（表4）。

そして、行政と市民活動団体による協働のまちづくり実現のため、また、NPO法人相互の連携を深めるとともに、各団体の自主性と自立性を高め、行政と対等なパートナーシップを築いていくことを目的に、平成19年に、NPOネットワークが設立されました。

NPOネットワークでは、NPO法人相互の定期的な情報交換等の交流事業や、講座等の学習会の開催、情報共有、活動紹介、広報等のためのホームページの運営を行うとともに、他区市のNPO法人等との交流事業などを行っています。

個々のNPO法人の活動内容については、福祉・保健・医療関係の団体が多く、退職したシニアの知識・経験・スキルをいかす団体があまりなく、地域の問題に関

心があり、意欲や志のある人をいかせる場が少ないと思います。

(注) NPO (Non-profit Organization) : 利益の追求を目的としない活動を行う民間の非営利組織であり、広義には「特定非営利活動法人 (NPO法人)」から「ボランティア団体」、「自治会」、「公益団体」等を含めることもあり、狭義では「NPO法人」のみを指す場合もあります。

NPO法人：特定非営利活動促進法に基づき認証を受けた団体をいい、法人格が付与され、不動産の登記、銀行口座の開設、契約の締結を法人名で行うことができます。また、活動の資金や運営の経費に充てるため、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業を行うことができます。

表 1 市内NPO法人数

(単位：法人)

区分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
NPO法人数	18	16	16

表 2 ボランティアセンターのボランティア登録数

区分		平成22年度	平成21年度	平成20年度
ボランティア登録数	団体	107団体	116団体	99団体
	個人	485人	444人	397人

表 3 ボランティアセンターのボランティア実施状況

区分	平成22年度		平成21年度		平成20年度	
	要請	77件	113人	146件	263人	63件
実績	56件	135人	110件	274人	45件	123人

*平成21年度は、集計方法が異なる。

表4 近隣市町村のNPO法人数（平成23年3月末現在）

（単位：法人）

自治体名	武蔵村山市	東大和市	立川市	昭島市	福生市	羽村市	瑞穂町	
NPO法人数	18	26	76	21	16	11	11	
主たる活動内容	福祉(注)	12	17	49	19	10	6	7
	社会教育	2	4	18	2	4	1	2
	学術(注)	0	3	4	0	1	2	2
	環境保全	1	0	2	0	0	0	0
	まちづくり	3	2	2	0	1	1	0
	不明	0	0	1	0	0	1	0
人口(人)	71,625	83,413	178,492	113,628	59,891	57,579	34,174	
1NPO法人当たりの人口(人)	3,979.2	3,208.2	2,348.6	5,410.9	3,743.2	5,234.5	3,106.7	

(注) 福祉：福祉・保健・医療、学術：学術・文化・芸術・スポーツ

* 人口は、平成23年4月1日現在

● 青少年対策地区委員会、PTA、子供会

青少年対策地区委員会、PTA、子供会は、相互に協力して活動しているほか、青少年対策地区委員会は青少年対策地区連絡会、PTAは公立学校PTA連合会によって各地区との連携を図り、活動をしています。

しかし、後継者や役員のみ手が不足し、複数の団体の役員を重任していることが多く、特定の人に負担が偏りがちです。

○ 青少年対策地区委員会の活動

地域クリーン作戦、屋外無許可広告物の撤去活動、不健全図書の追放運動、非行防止活動、地区内危険箇所の点検・巡回、夜間パトロール、

各種球技大会、各種レクリエーション（映画会、地区祭り、歩け歩け大会など）、ラジオ体操大会、交通安全教室、講演会・懇親会等の開催・実施

○ 公立学校PTA連合会の活動

公立学校PTA相互の連絡を図り、市教育の振興を図ることを目的に、各校のPTAとの交流を深める。また、市、教育委員会、青少年問題協議会等と協力し、積極的に話し合う機会を持ち、他団体の先進的な取組について研究することを目的とする。

● 老人クラブ（表5）

地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものとするために、相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、社会奉仕活動や健康の増進・介護予防などの活動を行っています。

市老人クラブ連合会として、市内の老人クラブで連携を図り、合同で事業を行うこともあります。他団体との連携はあまり図られていません。

表5 老人クラブ数及び加入者数（平成23年3月31日現在）

老人クラブ数	加入者数
39クラブ	2,809人

● 文化・趣味・スポーツ・郷土芸能団体など（表6、7）

公民館・地区会館・総合体育館などで活動している市民活動団体は数多くあり、各団体は活発に活動しています。また、文化協会、体育協会及び郷土芸能連絡協議会に所属している団体は、各々の協会又は協議会内では連携して合同で事業を行う

こともありますが、協会や協議会相互の連携は、必ずしも進んでいません。

表6 公民館・地区会館等の登録団体数

区分	平成22年度末	平成21年度末	平成20年度末
登録団体数	628団体	621団体	659団体
施設数	7施設	7施設	7施設
1施設当たりの登録団体数	89.7団体	88.7団体	94.1団体

表7 文化・体育・郷土芸能団体の登録団体数

区分	平成23年度	所属団体
文化協会	16部門	舞踊、茶道、写真、ハワイアン、音楽、詩吟、郷土史、盆栽、民謡、華道、フラダンス、美術、和太鼓、手工芸、絵手紙、映画
体育協会	21団体	軟式野球連盟、民踊連盟、バレーボール連盟、卓球連盟、ソフトテニス連盟、剣道連盟、空手道連盟、柔道連盟、バドミントン連盟、庭球連盟、ソフトボール協会、水泳連盟、陸上競技協会、サッカー協会、ラジオ体操会、バスケットボール連盟、ゲートボール協会、インディアカ連盟、スキー協会、バウンドテニス協会、ゴルフ連盟
郷土芸能連絡協議会	8団体	薬師念仏鉦はり保存会、萩赤重松囃子保存会、横中馬獅子舞保存会、村山太鼓むつき会、天王様祇園ばやし保存会、残堀囃子連、入り天神太鼓保存会、岸重松はやしにんば保存会

(3) 社会福祉協議会の現状

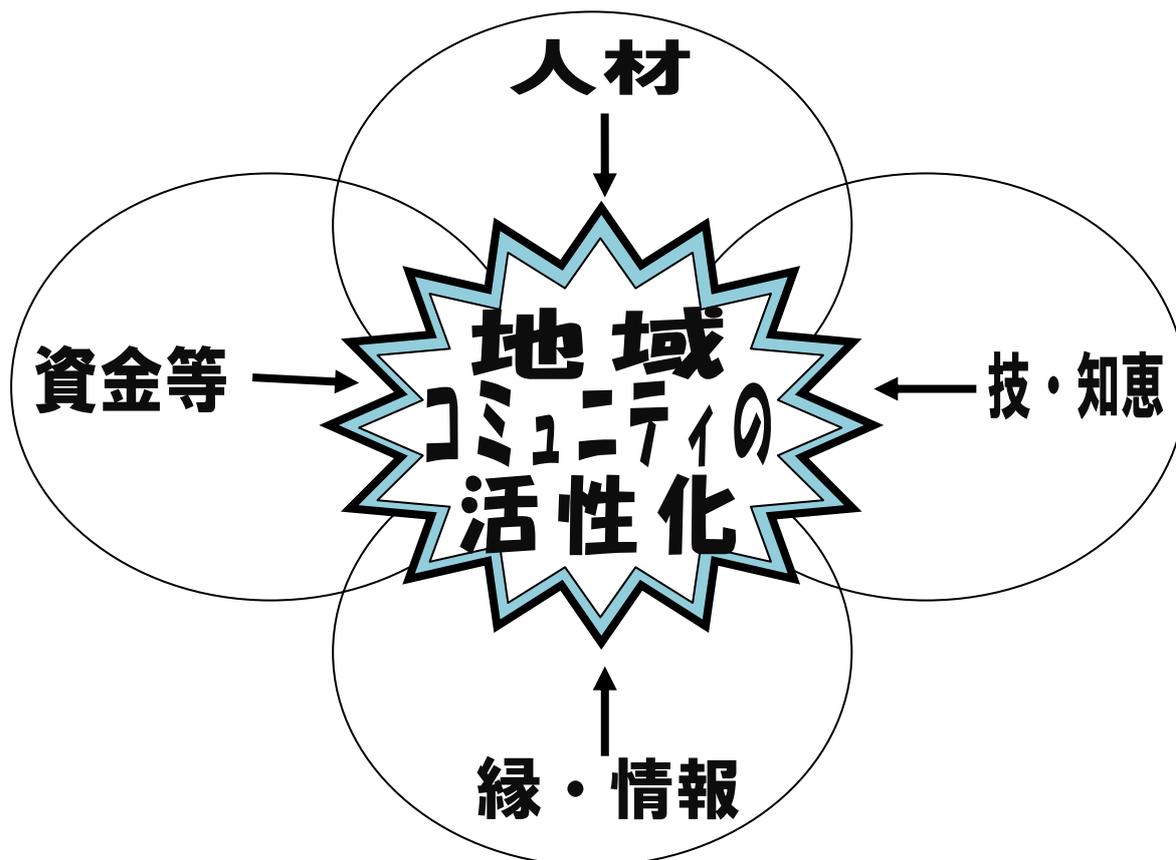
社会福祉協議会は、市民が互いに支えあい、安心して地域で暮らせるよう、地域福祉の向上と充実を図ることを目的にした民間の団体であり、自治会や民生・児童委員、福祉施設・団体、ボランティア団体、事業所や行政等と協力して、福祉まつりや社協バザーの開催、老人クラブや障害者団体、小規模な福祉学習会への助成、シルバーテレホン相談事業、車いすの無料貸出し、地域福祉権利擁護事業、小地域福祉組織化事業、生活福祉資金の貸付け等の多様な事業を行っています。



3 地域コミュニティ活性化の方向性

地域コミュニティを活性化するためには、地域の人と人の絆づくりが必要です。「自分たちのまちは自分たちで参加してつくる」という理念のもと、自分たちで目標やビジョンを持ち、その実現に向けて、地域で活動している地域コミュニティ組織である自治会や各活動団体が行っている様々な活動を相互に連携させ、活性化させることが重要であると考えます。(図4)

図4 地域コミュニティ活性化に向けた支援のイメージ



4 地域コミュニティ協議会の設立

安全で安心なまちをつくるためには、人と人との絆を深め、地域コミュニティを活性化することが必要であると考え、「地域コミュニティ協議会」の設立を提案します。

(図5)

この「地域コミュニティ協議会」は次のことに留意して設立すべきです。

- ・ 各地域で性格も課題も異なるので、地域ごとの組織であること
- ・ 自発的で、地域の課題に関心があり、意欲と志のある人をいかすことのできる組織であること
- ・ 自分たちのまちづくりのビジョンを考え、課題解決を図る組織であること
- ・ 既存の各団体には、声をかけ協力と人的支援を仰ぐが、参加に関して強制はしないこと
- ・ 地域コミュニティを構成する様々な団体の相互協力・連携を視野に入れること
- ・ 各団体に人員を割り当てるのではなく、特定の団体や個人に負担が偏らないこと



図5 「地域コミュニティ協議会」及び地域コミュニティ協議会連絡会



(1) 構成

地域に埋もれている人材や、地域の活性化に対する意欲や強い志があり、その能力を活用したい市民を広く募ることが重要と考えます。

また、既存の団体の協力や、団体相互の連携が必要となってきますが、各団体から強制的に委員を選出してもらうのではなく、あくまでも地域の活性化に対して意欲のある人が、自発的に参加し活動主体となるべきです。

協力を得る団体としては、具体的には自治会、子供会、老人会、民生・児童委員、交通安全協会、消防団、PTA、地域学校ボランティア、NPO法人、ボランティア団体、青少年対策地区委員会、おやじの会、体育推進員、商工会、事業所、地区会館等の利用団体（各活動の核となる同好会やサークル団体）などを想定しています。

(2) 活動内容及び事例

現在個別に活動している団体や市民に、地域コミュニティの活性化の必要性を理解してもらい、市全体の方針を決定してから、各地域で活動を開始することとします。

活動の第一段階としては、各地域の問題点・課題についての情報交換を行うとともに、現在、既存の団体で個々に行っている活動を連携し、充実させることを目標とします。

具体的な活動の事例としては、地域の子どもや高齢者の見守り活動、防災訓練、資源回収や地域清掃などの環境美化活動、スポーツイベントや祭りの開催や参加、さらには、地域の伝統芸能の伝承活動などが考えられます。

(3) 区域

小学校通学区域を「地域コミュニティ協議会」の区域とします。(図6)

少子・高齢化する中、これからのコミュニティ活動には、子どもや高齢者を地域で育て見守ることも求められることから、子どもや高齢者も含めた地域住民が歩いて集える範囲の区域設定が必要であると考え、小学校通学区域を単位区域とします。

(4) 活動拠点

各「地域コミュニティ協議会」の活動拠点は、各区域に設定し、市立地区会館や地区集会所を利用するなどが考えられます。

ただし、「地域コミュニティ協議会」の設立過程においては、市が設立の支援をし、会議場所の確保などの役割が求められる（後述）ことから、市役所内に拠点を置くことが望ましいと考えます。

(5) 相互の連携

個々の「地域コミュニティ協議会」での活動を活発にするとともに、「地域コミュニティ協議会」相互の連携を図ることが必要だと考えます。そこで、「地域コミュニティ協議会連絡会」を設置し、「地域コミュニティ協議会」相互の情報共有を図るとともに、連携強化を図ります。

そして、一つの行事に力を合わせて参加することで、各地域コミュニティの団結力が高まり、さらに活性化に向けての起爆剤となるように、市全体で食をテーマとした行事を開催し、地域ごとに出店することを提案します。



(6) 市の関与

● 情報提供

地域コミュニティが活性化するためには、市民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。そこで、市は、地域コミュニティ組織の趣旨や活動を、市民に理解してもらうために、積極的な広報・PR手段を検討することが必要です。具体的には、市報や市ホームページで広報するだけでなく、チラシを作成し、公共施設や学校、自治会等での配布や、転入者へ市民課等の窓口で配布するほか、市民説明会を行うことが効果的です。

さらに地域コミュニティのホームページを作成し、各「地域コミュニティ協議会」や市内各団体の活動内容の紹介などを行うことが、市民への広報手段として必要であるとともに、各「地域コミュニティ協議会」相互の情報共有にも有効です。

● 人的支援

「地域コミュニティ協議会」設立当初は、既存の各団体との調整や会議場所の確保なども含めて、市職員がコーディネーターとして協力することが求められます。また、市職員は検討の場にも参加して、共に検討をし、「地域コミュニティ協議会」が自立していけるように、支援することが必要です。

「地域コミュニティ協議会」の活動が軌道に乗ってからも、市職員が検討の場に参加し、共に活動をすることで、市と地域のパイプ役になり、活力ある地域コミュニティに向けて、密接に協力していけると思います。

● 財政支援

「地域コミュニティ協議会」が事業実施時に活動費用の補助が得られるように、市は補助金等を整備するとともに、市以外からの補助金等についても情報収集・提供をすることとします。

(7) 協議会設立に向けての課題

既に、市立第八小学校で実施している「ふれっチャタイム」(資料1)のように、小学校通学区域において、周辺地域と連携し活動を行っている地区については、早期に「地域コミュニティ協議会」が設立できる可能性はありますが、各地域の事情を考慮し、設立の時期は明確にせず、設立できる地区から設立を目指すこととします。

協議会の設立に向けて、各活動団体や市民の理解を得るためには、各地域での説明会などが必要です。

また、既に教育委員会で平成10年度から設置している中学校区教育推進協議会では、各中学校区内のPTA、自治会、青少年対策地区委員会、民生・児童委員、幼稚園・保育園などの代表者で連携し、「人間力」を育む活動を行っています。具体的には、家庭・地域・学校の連携、あいさつ運動・ボランティア活動・読書活動等、教育ボランティアによる学校教育活動への支援などを行っていることから、この中学校区教育推進協議会との連携についても検討が必要と考えます。



パートナーシップスクール「ふれっチャタイム」（地域交流活動）

「ふれっチャタイム」（地域交流活動）は、小学生と地域在住の方（ボランティア）・高校生（都立武蔵村山高校）という異年齢・異世代間で、教え教わり、ともに考え、一緒に活動をするなど、様々な交流活動をする場です。

今まであまりふれ合うことの少なかった異年齢・異世代の人と人のかかわる…。その一瞬・一瞬が、互いの心の中に「目に見えない力」として、しみこんでいってくれたら…。そんな願いを込めています。

同じ地域に暮らす大人と若者や子どもが、地域の伝統、文化や知恵をともに学び、ともに体験をすることを通して培われる「思えば、思われる」という「人と人の関係づくりの場」として、この活動を育てていきたいと考えています。

【役割・期待すること】

地域ボランティアの方には・・・

学びのコツや伝承遊びの技能など、何を学び、どのように体験するかの準備

子どもたちの活動を見守りながら、時に優しく時には厳しく、保護者や教員とは異なる立場から、子どもたち（小学生、高校生）を育てていく。小学生と高校生の間で、親しく楽しみに会話の輪が広がっていくような光景を目を細めて見守り、子供たちがはめを外しすぎたときには、けじめをつけることを教えていただく。

高校生（「総合」の授業の一環として参加）には・・・

小学生にとって、頼もしいA・T（アシスタント・ティーチャー）であり、一緒に活動をする身近な「お兄さん・お姉さん」として、ボランティアの方々と、小学生との間をとりもつ存在。

【学習時間】

毎週月曜 午後2時～3時30分（90分間）

【講座名】

八小塾（少人数学習）、絵手紙、手芸、フォークダンス、将棋、囲碁、パソコン、英語、工作・実験、国際交流（ラオスの小学校との交流）、ハーモニークラブ（吹奏楽）

<その他の第八小学校の活動>

午前5時間制を導入したことにより、長くなった放課後の時間を有効に使い、「HSJ（Hop Step Jump）タイム」「八小塾サマー版、サマースクール」「放課後学習」「詩の暗唱」などを、地域の学校ボランティアや保護者との協働・連携によって行っている。

（第八小学校ホームページより掲載）

5 地域コミュニティと市の連携

市は、従来の業務分担制度（いわゆる縦割り行政）や、市民から要望・苦情が出るまで市役所で待っているような受け身の体制では十分に市民の意見要望に対応することができません。そこで、より市民の意向を市政に反映するため、地域の問題解決にはどうしたらよいかを市民と共に考え、地域に根づいた発展の方向を模索していくことが必要になってきます。

そこで、市職員が地域コミュニティ協議会と市をつなぐ役割を果たすための「職員地域担当制」の導入が必要と考えます。（図7）

（1）目的

「地域コミュニティ協議会」を円滑に進め、効果的に運営していくためには、市は市民の視線に立ち、地域の実情を理解するとともに、各地域の市民が行政を理解できるよう、地域と市を結びつける必要があります。

そこで、地域コミュニティ協議会と市を結ぶパイプ役としての「職員地域担当制」を導入して、市職員が、地域の市民と一緒に、生活に身近な課題の解決や各地域の活性化などについて話し合い、行動することが有効であると考えます。そのことによって、地域と市が一体となった協働のまちづくりを目指します。

（2）担当職員

一つの担当区域を一つの班とし、各々、部長が班長となります。各班3～5名で構成しますが、「地域コミュニティ協議会」によって、所属する自治会の数や人口が異なりますので、担当職員の適切な人数も異なってきます。

担当職員は、地域の活性化に対しての熱意、やる気が必要です。また、今後の市と地域の協働に向けて、地域の実情を理解し、経験を積むためにも若手の職員がふさわしいと考えます。ただし、地域からの要望・相談に応ずることもありますので、担当職員の選定には配慮する必要もあります。

(3) 担当区域

自治会の加入率が低下している一方、市民活動団体は活発に活動していることから、地域の活性化のために、各小学校通学区域を区域とする「地域コミュニティ協議会」の設立を目指しているため、担当職員が担当する区域を、この「地域コミュニティ協議会」単位とすることが適当であると考えます。

(4) 活動内容

地域と市のパイプ役として、地域と一緒に課題や問題を探り、その解決方策を検討していくことが求められます。

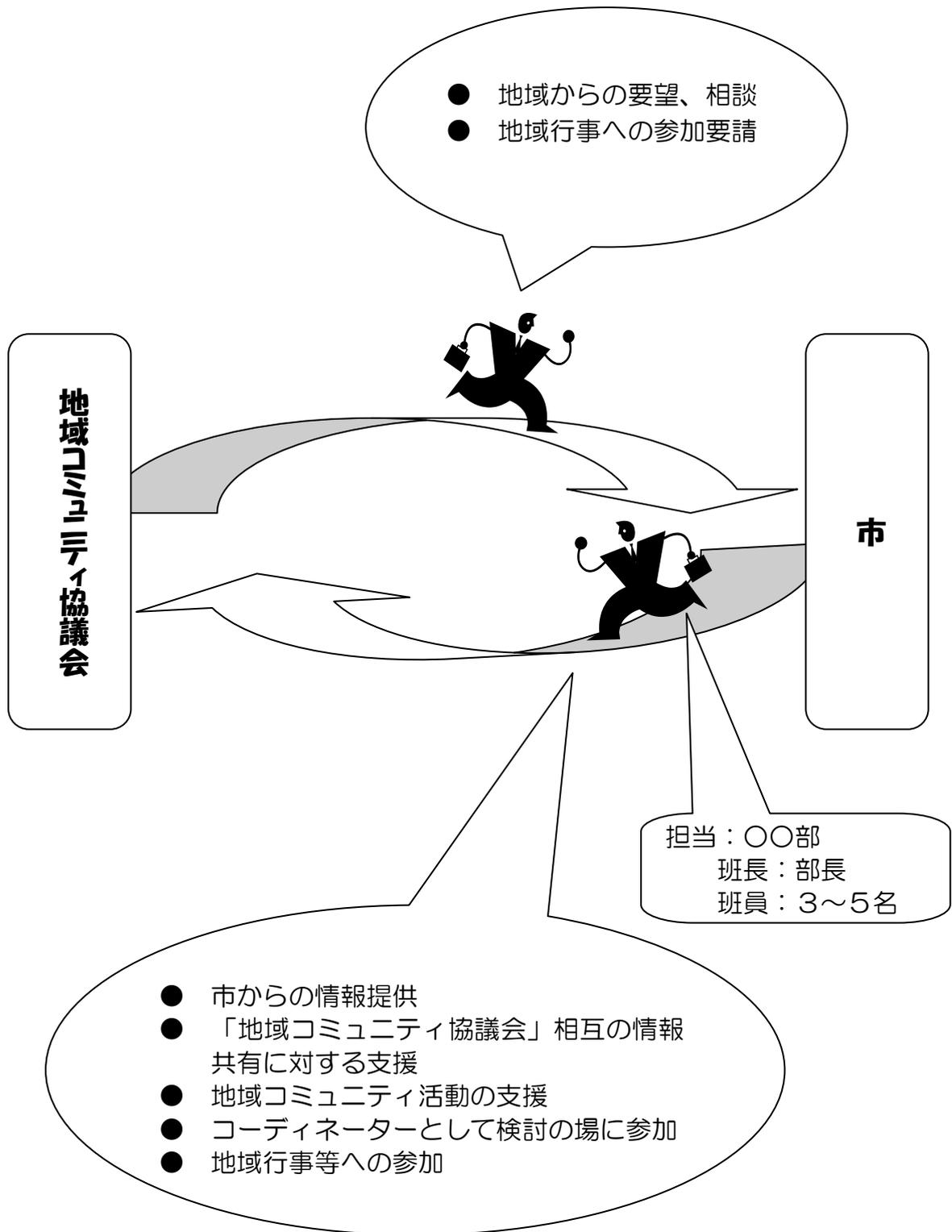
そのための活動として、具体的には次のようなことを行います。

- ・ 市からの情報提供及び「地域コミュニティ協議会」相互の情報共有に対する支援
- ・ 地域からの要望等への対応（担当課への引継ぎ）、相談
- ・ 地域コミュニティ活動の支援
- ・ コーディネーターとして検討の場に参加
- ・ 地域行事等への参加

「地域コミュニティ協議会」を担当区域とすることから、原則として「地域コミュニティ協議会」主催の行事に参加することとし、自治会や子供会など個々の団体の行事については、要請に応じて参加する。

なお、活動は、担当職員のボランティアとして行うのではなく、市の職員として責任を持つ意味からも、職務として行うべきであると考えます。

図7 「地域コミュニティ協議会」と市との連携イメージ



6 おわりに

地域の活性化は、市民と市が協働して初めて実現するものと考えます。

そこで、市民主体の「地域コミュニティ協議会」と、職員がまちへ、現場へ積極的に出向き、地域住民と一緒に、生活に身近な課題の解決や各地域の活性化などについて話し合い、共に行動する仕組みの導入の必要性を提案してきました。

「地域コミュニティ協議会」の設立については、各地域で事情が違うことから一斉に立ち上げることは様々な困難が予想されます。そのため、できる地域から順次立ち上げたり、あるいは、いくつかの地域をモデル地域として試行的に設立し、具体的活動を通して立ち上げた協議会での問題点・課題を解決しながら、順次、全ての地域に広げていくという手順が考えられます。

そして、「地域コミュニティ協議会」は、既存の各活動団体に所属している者だけでなく、地域の活性化に強い志を持つ個人がどれだけ参加するかが成否を左右すると思います。そのためには、広報を広く行い、意欲的のある多様な人材に参加してもらうことが重要です。広報については、現在行っている市報やホームページに掲載するだけでなく、更に積極的に市民に伝える手段を講じる必要があります。

また、地域と市が共に行動する仕組みについては、地域コミュニティの所管である地域振興課だけではなく、市役所の全ての部署の職員が関わってくることから、全ての職員がこの制度の必要性を認識し、将来にわたって継続可能な制度設計をしていくことが求められます。

地域コミュニティ活性化検討協議会では、9か月にわたり、武蔵村山市の活性化の方策について検討してきました。私たちのまちがより安全・安心で魅力的な住みよいまちに発展することを願ってやみません。

資料

●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱

平成22年9月7日

訓令(乙)第137号

(設置)

第1条 自治会その他の地域コミュニティの活性化に向けた方策を検討し、共に支え合い、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進するため、武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (2) その他良好な地域社会の形成に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者 1人

イ 武蔵村山市立の小・中学校の校長又は副校長 2人

ウ 武蔵村山市民生(児童)委員 1人

エ 自治会その他の武蔵村山市内で活動する公共的団体はその構成員のうちから推薦する者9人

オ 公募による市民(武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。) 2人

- (2) 市民生活部地域振興課長、健康福祉部地域福祉課長及び教育部生涯学習スポーツ課長の職にある者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は前条第2項第1号アに掲げる者である委員を、副会長は委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 第3条第2項第1号に規定する委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

●武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会委員名簿（敬称略）

氏名	備考
和田 清美	首都大学東京教授
白戸 一範	武蔵村山市立小中学校校長会（中学校）
小野江 隆	武蔵村山市立小中学校校長会（小学校）（平成22年12月まで）
牧 一彦	武蔵村山市立小中学校校長会（小学校）（平成23年1月から）
岡崎 孝昭	武蔵村山市民生・児童委員協議会
田代 章雄	武蔵村山市自治会連合会
西田 勇	武蔵村山市村山団地連合自治会
内野 和典	武蔵村山市公立学校PTA連合会
加園 富男	武蔵村山市老人クラブ連合会
佐藤 直子	武蔵村山市青少年対策地区連絡会
木村 祐子	武蔵村山市NPOネットワーク
萩原 義成	武蔵村山市社会福祉協議会
志茂 有山	武蔵村山市法人立園長会
當間 直子	子供会
仁科 静夫	公募
松田 雄一	公募
川島 一利	地域振興課長（平成23年3月まで）
峯尾 正彦	地域振興課長（平成23年4月から）
比留間英世	地域福祉課長（平成23年3月まで）
石川 浩喜	地域福祉課長（平成23年4月から）
鈴木 浩	生涯学習スポーツ課長（平成23年3月まで）
小川 和男	生涯学習スポーツ課長事務取扱生涯学習スポーツ担当部長 （平成23年4月から）

●地域コミュニティ活性化検討協議会開催経過

回	内 容
第1回	<p>日 時 平成22年10月29日（金） 午前9時30分～午前11時40分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員12名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p>○委嘱書の交付・市長挨拶・委員紹介</p> <p>○第1回会議</p> <p><報告事項></p> <p>地域コミュニティ活性化検討協議会の所掌事項等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ活性化検討協議会設置要綱 2 地域コミュニティ活性化検討協議会の会議の開催予定 <p><議 事></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副会長の指名について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 地域コミュニティの活性化に必要な事項について 4 その他
第2回	<p>日 時 平成22年11月25日（木） 午後3時30分～午後5時10分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員10名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第1回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティのあり方について 2 その他
第3回	<p>日 時 平成22年12月21日（火） 午後4時～午後5時50分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第2回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p>

	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ組織について 2 その他
第4回	<p>日 時 平成23年1月17日（月） 午後3時～午後4時55分</p> <p>場 所 中部地区会館403集会室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項> 第3回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ組織について 2 その他
第5回	<p>日 時 平成23年2月21日（月） 午後3時～午後4時55分</p> <p>場 所 中部地区会館403集会室</p> <p>出席者 委員10名、事務局4名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項> 第4回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 事></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ組織について 2 中間報告書について 3 その他
第6回	<p>日 時 平成23年3月8日（火） 午前10時～午前10時40分</p> <p>場 所 市民会館会議室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項> 第5回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 題></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 中間報告書について 2 職員地域担当制について 3 その他
	<p>日 時 平成23年3月28日（月） 午後4時～午後4時30分</p> <p>場 所 市公室</p> <p>出席者 委員長、副委員長、事務局3名</p>

	内 容 「活力ある地域コミュニティに向けて」(中間報告書)の提出
第7回	<p>日 時 平成23年4月27日(水) 午後4時～午後5時30分</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員10名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>1 第6回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p>2 中間報告書の提出について</p> <p><議 題></p> <p>1 職員地域担当制について</p> <p>2 その他</p>
第8回	<p>日 時 平成23年5月25日(水) 午後4時～午後5時30分</p> <p>場 所 市民会館遊戯室</p> <p>出席者 委員9名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第7回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><議 題></p> <p>1 職員地域担当制について</p> <p>2 その他</p>
第9回	<p>日 時 平成23年6月29日(水) 午後4時～午後6時</p> <p>場 所 301会議室</p> <p>出席者 委員11名、事務局3名</p> <p>内 容</p> <p><報告事項></p> <p>第8回地域コミュニティ活性化検討協議会の会議結果について</p> <p><報 告></p> <p>1 報告書について</p> <p>2 報告書の提出について</p> <p>3 その他</p>

活力ある地域コミュニティに向けて 報告書

平成23年7月

武蔵村山市地域コミュニティ活性化検討協議会

(事務局) 武蔵村山市市民生活部地域振興課